



Contents

◆第1回常会報告.....	2	◆ゴルフ部報告.....	11
◆法人会簿記講師体験.....	3	◆ボウリング部報告.....	11
◆高校生向け租税教室.....	4	◆風立ちぬ その7.....	12
◆中学生の職場体験を受け入れました.....	5	◆会員異動のお知らせ.....	13
◆キャッシュ・フロー計算書における消費税等の取扱い.....	6,7	◆東京都最低賃金改正のお知らせ.....	13
◆支部研修日帰りバス旅行.....	8,9	◆北沢のニューフェイス.....	16
◆野球部報告.....	10	◆表紙のことば.....	16
		◆編集後記.....	16



第1回常会報告

総務部長 志村 哲



令和5年10月17日(火)、梅丘パークホールにおいて、令和5年度第1回常会が開催されました。4年ぶりに、常会前の研修会と協議会後の懇親会を含めたコロナ以前の形での開催となりました。

常会に先立ち、午後1時30分から、弁護士・公認会計士・税理士の関根稔先生による「コロナ、働き方改革、IT・AIそして長寿化の時代と税理士業」をテーマに講義をいただきました。先生ご自身の考えや予測を織り込んだ熱のこもった研修会となり、予定時刻を10分ほど延長してお話をいただきました。

午後3時50分から常会を開催し、冒頭新入転入会員12名の紹介の後、阿部隆支部長の代理として阿部健治前支部長より開会の挨拶と、高橋副支部長より支部長報告が行われました。支部長報告の主な内容は以下のとおりです。

- ①収受印の押捺の廃止について、周知期間を鑑み令和7年1月から予定されることとなっています。
- ②相続税e-Taxに関する周知について、令和5年度の利用率目標が40%となっており、会員各位のご利用をお願いいたします。
- ③プレプリント納付書の送付見直しについて、送付されない場合は税務署に電話で問い合わせることで送付され、送料は税務署負担となります。また、源泉所得税の納付書は今まで通り送付される予定です。
- ④東京国税局との税務連絡協議会の要望事項について、11月24日に、法人税e-Taxで内訳書や決算書をPDF添付で提出できるようにしてほしい、適格請求書発行事業者公表サイトの検索方法を登録番号以外でも検索できるようにしてほしい等、全8項目の要望事項を協議いたします。

⑤研修受講時間の公表について、令和4年度の研修受講時間が日税連HPにて開始しております。令和5年度研修時間36時間の達成状況について、9月末現在、北沢支部は10.63%（令和4年度9月末は8.59%）となっています。

⑥税理士情報フォーラム2023の開催について、12月1日に東京税理士会館において、「税理士が行う事業者のデジタル化支援」をテーマに開催されます。

⑦給与情報の確定申告書自動入力について、法定調書を作成する際、源泉徴収票をe-Taxで提出することにより、マイナポータル連携により、従業員の方が国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」を使って確定申告書を作成する場合に給与情報が自動で入力されます。源泉徴収票提出義務のない方や、マイナンバーの記載やフリガナが正確に入力されているかなど注意が必要な点があります。

⑧税理士登録事項の確認について、税理士紹介サイトなどに掲載された事務所所在地等の情報が事務所移転等で異なる場合には、事務所規定違反の疑いにつながる場合がありますのでご注意ください。

⑨支部模擬投票の実施について、次回の東京会の役員選挙から、電子投票を実施することとなっており、支部では模擬投票の実証実験を12月15日に開催する予定です。

支部長報告に続き、北山理事、阿部健治理事から理事会報告が行われました。その後、各部委員会の部長、委員長が各部委員会報告を行い、質疑応答の後、常会は午後4時33分に終了いたしました。

常会終了後、北沢税務署との税務連絡協議会が開催されました。松生署長からご挨拶をいただき、協議会では有吉総務課長の進行のもと、担当統括官から連絡事項の説明が行われ、質疑応答の後、税務連絡協議会は滞りなく終了いたしました。

協議会終了後の懇親会では、和やかな雰囲気の中、署の幹部の方々と4年ぶりに情報交換をしながら懇親を深めました。

研修受講義務の免除制度について

令和4年分の研修受講時間が「税理士情報検索サイト」上で公表されております。

皆様におかれましては、専門家として日々研鑽を積まれていることと存じますが、中には諸事情により研修を受講することができない方もいらっしゃるものと存じます。

下記事由に該当される方は研修受講義務の免除申請をすることができますので、内容をご確認の上、必要書類を東京税理士会研修課までご提出ください。

◆該当事由（研修規則第6条）

- 1号 負傷又は疾病により療養していること
- 2号 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること
- 3号 税理士法第43条後段に規定する報酬のある公職に就いていること
- 4号 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること
- 5号 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること

法人会簿記講師体験

● 小林 ゆみ

法人会主催で開催される初級簿記講座は、全経簿記検定3級（7月9日開催）の合格を目標とし、本年度も5月25日から全12回の日程で開催されました。受講者の皆様は経理の担当になられた方など簿記を学ぶことに意欲的な方々でした。そして講師を担当するのは、以前も講師を担当された経験のある上野会員（リーダー）・井戸田会員と新人の私の3名で、前半・中間・後半（各4回）の3部に分けて講義を担当しました。

私は講師経験がなく（受講生経験は豊富ですが!）、この講座の前半を担当された上野会員の講義を見学し参考にさせていただき、自分なりにどう伝えるか考えな

がら講義を進めました。受講生の皆様は、わからないことがあると積極的に質問をされ、熱心に勉強されているのが伝わってきて気が引き締まる思いとともに、一人でも多く合格してほしいと思いました。また、受講生の皆様はフレンドリーな方々で話しやすく楽しく講義をさせていただき、良い経験をさせていただいたと感謝しています。

後日、法人会の方から半数以上の方が合格されたとお聞きしました。受講生の皆様の熱意に敬意を表するとともに本当にうれしく思いました。





高校生向け租税教室

租税教育推進委員長 杉田 通郎

9月3日、4日、12日の3日間にわたり、都立千歳丘高等学校にて租税教室を開催しました。社会科の授業の一環として2年生（3クラス）及び3年生（6クラス）の計9クラスを井戸川会員、真保会員、廣田純子会員、杉田通郎の4名が分担して講師を務めました。

北沢支部では、普段は主に小学生を対象として開催をしておりますが、今回は、高校からの依頼ということで、どのような講義にするか、戸惑いながらも高校生に「税」について興味をもってもらえるよう各講師とも工夫した講義をしました。



講義では、簡単に「税理士のしごと」の紹介をしてから、「税の意義・役割」を説明し、国の財政状況や課題にも触れながら、主な税目が約50種類あることを紹介し、種類の多さに疑問を持ってもらいました。

租税教室のメインとなる「税金を集めるゲーム」ですが、このゲームでは生徒が主役となり、自身で考え、グループで話し合い、意見を発表してもらいます。ゲームの内容は、「千歳丘高校」を「千歳丘国」と例えて、この「千歳丘国」に欲しいものを考えてもらいます。あるクラスで「ごみ箱」が欲しいという意見ができました。（なぜ、「ごみ箱」？となりましたが、確かに教室に「ごみ箱」がないのです。校内の美化のためにあえてごみ箱を設置してないのですが、生徒たちは不自由に感じているようでした。）

この国の3人の住民（それぞれ所得は「Aさん100万」「Bさん400万」「Cさん1,000万」）がお金を出し合い「300万円」する「ごみ箱」を買うことになりました。そこで、誰がいくら出すかを考えてもらうというゲームです。「所得の多いCさんが全部出す」「100万ずつ出し合う」「所得の20%ずつ出し合う」など、いろいろな意見が出ました

このゲームでは、様々な集め方の存在や立場による「公平」の感じ方の変化、さらに互いの意見を重んじながら合意を形成していく過程を体験してもらい、国民主権、民主主義の理解につなげてもらうことができたと思います。

ゲームを終えて、日本における税の決められ方として国会の仕組みや日本国憲法にも触れ、ゲームで体験した流れと重なることを説明し、「税を通して民主主義を考える」ことを学んでもらえたと思います。

各クラス50分という限られた時間ではありましたが、この租税教室により、まずは「税」に興味を持ってもらい、さらには生徒の中から、将来「税理士」になり「実は、高校時代に租税教室を受講しました。」という方が出てくれば・・・そのようなことを思いながら学校をあとにしました。



<租税教室の講師募集>

租税教育推進委員会では、租税教室の講師を募集しております。

今回は、高校生の租税教室を紹介しましたが、普段は、小学生（6年生）向けの租税教室を多く開催しております。お子様が通われている学校や、ご自身の出身校などで「講師」をやってみませんか？

ご興味のある方は、租税教育推進委員会まで（まずは、支部事務局へ）お気軽にお問い合わせください。



中学生の職場体験を受け入れました

廣田 勝彦

2023年9月15日、船橋希望中学校の2年生5名を私の税理士事務所に半日迎えました。これは3日間の税務署における職業体験プログラムの一環として行われたもので、コロナの影響で中断されていたものが4年ぶりに再開されたものです。



●税理士とは？

まず、日本税理士会連合会の公式YouTube「What's 税理士」を使って、税理士とはどんな仕事をしているのか、どんな資格が必要なのか、どんなメリットやデメリットがあるのかなどを紹介しました。生徒たちは興味深く見ており、税理士に対するイメージが少し変わったように感じました。

●会計ソフトへの入力業務の体験

次に、弥生会計を使って、月次入力の体験してもらいました。入力するデータは、お寿司屋の1ヶ月分の売上や経費でした。生徒たちは約1時間程度で入力とチェックを完了させることができました。特に印象的だったのは、生徒たちのキーボード入力のスキルが高かったことです。4年前に受け入れた生徒に比べて、明らかに速く正確に入力できていました。これは、コロナ禍でオンライン授業が増えたことや、キーボード付きタブレットなどのデバイスに慣れていることが影響していると考えられます。

●質疑応答

最後に、質疑応答の時間を設けました。生徒からは、「一日のスケジュール」「請け負っているクライアントの数」「会社はすべて税理士に依頼しているのか」など様々な質問を受けました。印象的だった質問は「中学時代に頑張っておくと税理士に生かせることは何か」というものでした。これに対して「国語や数学などの基礎的な学力だけでなく、コミュニケーション能力や論理的思考力なども大切ですよ」と答えました。

職場体験を通して、中学生に税理士の仕事の内容や魅力を伝えることができました。また、税理士という職業に興味を持ってくれる人が将来増えることを期待しています。

2023年実施校（受け入れ事務所）

- 9/13 松沢中学校（廣田事務所）
- 9/15 船橋希望中学校（廣田事務所）
- 9/21 世田谷中学校（安部井事務所）
- 10/4 富士中学校（廣田事務所）
- 10/12 梅丘中学校（安部井事務所）





キャッシュ・フロー計算書における消費税等の取扱い

研修部 鈴木 竹夫

税理士業務において、顧問先の記帳代行等で月次決算及び本決算を行い、通常は貸借対照表と損益計算書を作成して、顧問先に財政状態及び経営成績を示すこととなります。損益計算書は、一定期間の経営成績を示す計算書ですが、貸借対照表は一定時点の財政状態を示すものです。貸借対照表については、一定期間の期首と期末の勘定科目残高が対比されて、その増減額が算定されていると、財政状態をより明確に表現することができます。この貸借残高の比較表は、財政状態の変動を示すものとしてよく利用されます。損益計算では捨棄されてしまう在庫残高や債権・債務の残高の変動状況等は、顧問先の財政状態を判断する上で重要な資料となります。キャッシュ・フロー計算書は、この変動状況をより明確に示すものとして財務諸表の一つとして位置づけられています。キャッシュ・フロー計算書の構成で、最も重要な区分は「営業活動によるキャッシュ・フロー」です。直接法で作成される「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、「営業収入」、「仕入れによる支出」、「人件費の支出」及び「その他の営業支出」で構成されます。以下ではキャッシュ・フロー計算書を作成する際に、「営業収入」及び「仕入れによる支出」の算定について消費税等の処理を含めて具体的に説明してみたいと思います。キャッシュ・フロー計算書を作成する場合、まず始めに消費税等をどのように捉えて処理するかを決定する必要がありますがあるからです。

キャッシュ・フロー計算書における消費税等の取扱いについては、「連結財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」（公認会計士協会、会計制度委員会報告第8号、以下「実務指針」と言います。）の第36項にその方法が次のように述べられています。

「消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の「キャッシュ・フロー計算書」上の表示としては次の方法が考えられる。

- ① 課税対象取引に係るキャッシュ・フローを消費税等込みの金額で表示する方法
- ② 課税対象取引に係るキャッシュ・フローを消費税等抜きの金額で表示する方法
- ③ 消費税等抜きの資産・負債の増加額若しくは減少額に、又は収益若しくは費用の額に、これらに関連する消費税込みの債権・債務の期中増減額を調整して、各表示区分の主要な取引ごとのキャッシュ・フローを表示する方法

消費税等に係るキャッシュ・フローについては、いずれの処理も認められる。ただし、企業が採用した処理は、毎期継続適用することに留意する。

なお、消費税等の申告による納付又は還付に係るキャッシュ・フローは、課税取引に関連付けて区分することが実務的に困難なため、「法人税等の支払額」と同様に「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に消費税等支払額（還付額）又は未払（未収）消費税等の増減額として記載する。（以下略）

キャッシュ・フロー計算書は、前述した貸借対照表の科目別の対比表を元に、損益計算書の情報を取り込んで、精算表の形で作成することが可能です。この精算表の形で作成する方式は、実現主義又は発生主義で作成されている貸借対照表及び損益計算書の勘定科目について、資金に関係のない振替取引を全て整理仕訳で戻して資金取引のデータのみを残し、キャッシュ・フロー計算書に必要な項目へ振り替えて行くという手順で進められます。

顧問先の会計処理が消費税等について税込みで行われている場合は、キャッシュ・フロー計算書は、上記①の消費税等込みの金額で表示する方法を選択せざるを得ません。①の方法で精算表によってキャッシュ・フロー計算書を作成する場合は、消費税等の情報は租税公課及び未払消費税等又は未収消費税等といった科目で処理されているのみです。精算表において、資金に関係のない振替取引を戻す整理仕訳を行う場合も、消費税を意識せずに進めることができます。

顧問先の消費税等の会計処理が税抜きで行われている場合は、上記②又は③の方法を採用することとなります。キャッシュ・フロー計算書を精算表により作成する場合は、精算表上ですべて整理仕訳を起こすだけで作成することとなりますので、③の方法はこれには馴染みません。現状の貸借対照表及び損益計算書は、通常は会計ソフトへの入力によって作成されますので、仕訳データ及び総勘定元帳データ等は容易に分析、集計が可能です。全てのデータを見ながら、整理仕訳作業ができますので、一見手間が掛かりそうですが、正確に税抜き額で算定ができる②の方法を私は推奨します。③の方法は簡便法的な方式ですが、②の方法がより判りやすい方法と考えます。

②の方法で、営業キャッシュ・フローの「営業収入」、「仕入支出」及び「消費税等収支」の金額を算定する処理フローについて、設例に基づいて以下に示します。（「実務指針」では、「消費税等の収入・支出」については「消費税等支払額（還付額）又は未払（未収）消費税等の増減額」として記載することとされていますが、ここでは便宜的に「消費税等収支」と表示します。）

売掛金の回収については、取引先ごとに入金総額が預金口座へ入金されます。この場合、会計処理においては売掛金が入金される処理を行い、消費税等は考慮されません。しかしながら売掛金の入金額には、売上高に対応する金額と消費税等に対応する金額が含まれているはずで、②の方法でキャッシュ・フロー計算書を作成する場合、営業収入は消費税等抜きで表示することとなりますので、営業収入に係る消費税等は消費税等収支の科目で集計し、営業キャッシュ・フローの区分で表示することとなります。

買掛金を支払う場合も、会計処理においては買掛金の支払による減少という処理を行い、消費税は考慮されません。しかしながら買掛金の支払による減少額には、仕入高に対応する金額と消費税等に対応する金額が含まれているはずで、営業収入と同様に仕入支出は消費税等抜きで表示することとなります。仕入支出に係る消費税等も同様に消費税等収支の科目で集計し表示します。

(1) キャッシュ・フロー計算書における「営業収入」算出のための処理フロー

総勘定元帳		整理仕訳	キャッシュ・フロー計算書		
売掛金		整理仕訳(振戻仕訳)	営業収入	支出	収入
期首残高	4,840	A 売上高 / 売掛金	68,580	B 売掛金	67,030
売上高	68,580	仮受消費税等 / 売掛金	6,858		
仮受消費税等	6,858	整理仕訳(C/F項目への振替)			0 67,030
	80,278	B 売掛金 / 営業収入	67,030	消費税等収支	支出
		仮受消費税等 / 消費税等収支	6,703	B 仮受消費税等	6,703
期末残高	6,545	売掛金の入金は、営業収入の入金額と			0 6,703
	80,278	仮受消費税等の入金額に分解します。			
売上高					
売掛金	68,580				
仮受消費税等					
売掛金	6,858				

(2) キャッシュ・フロー計算書における「仕入支出」算出のための処理フロー

総勘定元帳		整理仕訳	キャッシュ・フロー計算書		
買掛金		整理仕訳(振戻仕訳)	仕入支出	支出	収入
普通預金	37,169	C 買掛金 / 仕入高	34,290	D 買掛金	33,790
期末残高	3,190	買掛金 / 仮払消費税等	3,429		
	40,359	整理仕訳(C/F項目への振替)			33,790 0
仕入高		D 仕入支出 / 買掛金	33,790	消費税等収支	支出
買掛金	34,290	消費税等収支 / 仮払消費税等	3,379	D 仮払消費税等	3,379
仮払消費税等		買掛金の支払は、仕入支出の支払額と			3,379 0
買掛金	3,429	仮払消費税等の支払額に分解します。			

上記(1)の「営業収入」の算定及び(2)の「仕入支出」の算定について、同一の精算表でこれを行うと以下のようになります。

(3) 営業活動キャッシュ・フローの「営業収入」、「仕入支出」及び「消費税等収支」を算出するための精算表

関連帳表	勘定科目	前期残高	当期残高	差異		損益計算項目		整理仕訳		差引計(C/F計算書)	
				借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
貸借対照表	売掛金	4,840	6,545	1,705				B 73,733	A 75,438	0	
	仮払消費税等	0	3,429	3,429					C 3,429	0	
	買掛金	2,640	3,190		550			C 37,719	D 37,169		0
	仮受消費税等	0	6,858		6,858			A 6,858			0
損益計算書	売上高					68,580		A 68,580			0
	仕入高					34,290			C 34,290	0	
C/F計算書	営業収入								B 67,030		67,030
	仕入支出								D 33,790	33,790	
	消費税等収支								D 3,379	B 6,703	3,324
	合計							224,059	224,059		

上記の精算表は、キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの区分の科目である「営業収入」、「仕入支出」及び「消費税等収支」の算定を行うだけの表になっていますが、実際の精算表は、貸借対照表、損益計算書の全ての科目を網羅して作成します。整理仕訳の欄で貸借対照表、損益計算書の全ての科目の残高は消去され、一番右の「差引計(C/F計算書)」の欄では、キャッシュ・フロー計算書の全ての科目の残高のみが表示され、これがキャッシュ・フロー計算書そのものになるということです。

消費税等の取扱いで考慮すべきことは、貸借対照表項目の債権で売掛金のように消費税等が含まれる場合は、その回収額から消費税等相当額の金額を分離して消費税等収支の項目に集計(加算)する必要があります。また貸借対照表項目の債務で買掛金のように消費税等が含まれる場合も同様に、その支払額から消費税相当額の金額を分離して消費税等収支の項目に集計(減算)する必要があります。

消費税等収支の科目はこのように、全ての消費税等の収入及び全ての消費税等の支出を集計します。事業年度における消費税等の確定申告で消費税等の納付や還付が行われて消費税等が精算されるサイクルは、発生ベースで収入及び支出が計上され、納付又は還付は現金ベースで行われます。この消費税等収支の科目においては、発生ベースから少し時期がずれて現金ベースで収入、支出が計上され、納付額又は還付額が計上されますので、消費税等実務と同様のサイクルではありますが、少しずれた形で入出金が計上されるものと考えられます。

消費税等収支の金額の変動は、上記のとおり消費税等の実務のサイクルに少しずれた形で連動するものと言えますので、営業収入、仕入支出、その他の営業支出などのキャッシュ・フロー計算書の科目に消費税等を含めない②の方法は、これを含める①の方法に比較してより合理的な方法と考えます。

支部研修日帰りバス旅行

厚生部長 芦川 直樹

さる10月1日(日)に日帰り研修旅行が行われました。全員バスでの本格的な支部研修旅行は4年ぶりとなります。

今回は、廣田厚生部担当副支部長の肝いりで、『きれいな景色を見て、美味しいものを食べよう』をコンセプトに、女性会員の参加を増やそう!! と企画をしました。その甲斐もあり、25名という満員御礼の参加をいただき、うち11名が女性会員という華やかな支部研修旅行となりました。

まず、中央高速で一路、勝沼のブドウ園に向かいました。車中では、山梨といえばワインということで、廣田勝彦会員による酒税法についての研修が行われました。我々にはあまり馴染みのない酒税法でしたので、とても興味深い研修となりました。

最初は、ブドウ園で甲州ぶどうのもぎ取り食べ放題です。比較的酸っぱめの種ありのぶどうで、昔ながらの味がして、これはこれで美味しかったのですが、味見としてシャインマスカットを3房ほどいただき、それを食べてみると…。やはり、シャインマスカットは、超が付くほど美味で、もう以前のブドウには戻れませ

んでしたわ…。皆さん、結構お土産も買われていたね。その後、近くのシャトー勝沼でのワインの試飲。工場見学がコロナ禍で中止になっていたのが残念でした。

そして、メインの昼食は、フルーツパーク内の富士屋ホテルでの昼食です。甲府盆地が見渡せる丘の中腹にある富士屋ホテルは人気の高いホテルで、なかなか予約が取れないことで有名です。このホテル内の大ホールに円卓5卓、ワイン片手の優雅な昼食となりました。最後に信玄餅で有名な桔梗屋に立ち寄って、工場見学と買い物を楽しみ、渋滞を鑑みて多少早めの帰路につきました。

今回、会員の奥様の参加もありました。今後も家族ぐるみで参加できる企画も考えていきたいと思います。次回以降、会員の皆様、奮ってご参加くださいませ。



ぶどう狩り



山梨県の中でも、特に高品質なぶどうの産地として知られるのが峡東地域(甲州市・山梨市・笛吹市)です。山梨のぶどう栽培の歴史は古く、鎌倉時代初期の800年前から「甲州ぶどう」が栽培されていました。



シャトー勝沼



1877年（明治10年）に創業者・今村與三郎がワイン醸造を行ったことがはじまりです。勝沼最古のワイナリーで、ぶどうの栽培から醸造、販売まで、全て一貫したこだわりをもっています。



フルーツパーク「富士屋ホテル」



南欧風な建物のレストランで、フランス料理の豚ロース肉のローストをはじめサーモンのマリネや、野菜のポタージュなどいただきました。施設から見える夜景は「新日本三大夜景」に選ばれています。



桔梗屋



本社工場では桔梗信玄餅のお菓子詰め放題、工場見学、包装体験などができます。派生商品であるプリン、ソフトクリーム、生ロールなどの商品も人気です。

野球部報告

東京税理士会第132回支部対抗野球大会が9月14日(木)から神宮外苑軟式野球場で開催されました。

北沢支部は12時30分からの試合でした。対戦相手は世田谷支部で、世田谷ダービーとなりました。世田谷支部とは直前に練習試合をして引き分けていたので、実力は伯仲しています。

1回戦(初戦) 対世田谷支部

北沢支部の先発は吉田会員です。初回、二回と走者を三塁に背負いましたが、後続を打ち取り無失点で切り抜けます。しかし、三回表に右翼越えの本塁打を打たれて1点を先制されます。四回表にもノーヒットで1点を奪われます。

三回まで完璧に抑えられていた北沢打線ですが、四回裏に反撃を開始します。金山会員が左翼前安打で出塁後、簡単に二死となりますが、杉田通郎会員が四球を選びます。この好機に、杉田真俊会員が中越え二塁打を放ち同点に追いつきます。さらに山田会員の適時安打で逆転します。五回表の世田谷支部の攻撃を零点に抑えれば勝利だったのですが、四球を与えた後、二点本塁打で逆転を許してしまいます。その後、さらに1点を追加されます。2点差で迎えた最終回の攻撃で北沢打線が奮起します。一死から金山会員が右翼前安

打で出塁し、左右会員が中越え三塁打で1点を返します。さらに捕逸で左右会員が生還し、同点に追いつきます。その後、四球と安打で走者一二塁として山田会員を迎えます。サヨナラの場面で素晴らしい当たりだったのですが、世田谷支部のセンターのファインプレーに阻まれてゲームセットとなりました。

同点のため、大会規定でじゃんけんの勝者が二回戦進出となりますが、残念ながら北沢支部はじゃんけんで負けてしまいました。

	1	2	3	4	5	計
世田谷支部	0	0	1	1	3	5
北沢支部	0	0	0	3	2	5

序盤は静かなスタートとなりましたが、後半は追いつ追われつの大接戦となり、とても良い試合でした。平日にもかかわらず、多くの会員の皆様が応援に来て、熱い声援を送ってくれました。いつもありがとうございます。皆さんの声援のおかげで頑張ることができました。これからも応援よろしくをお願いします。

また、野球部員を募集していますので、ご興味がある方は事務局までご連絡ください。

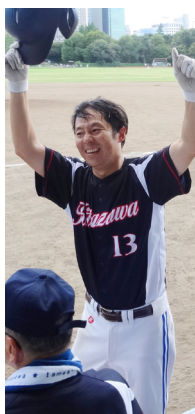
(野球部 吉田光宏)



杉田真俊会員



山田会員



左右会員



金山会員



大応援団



杉田キャプテン



集合写真



吉田会員

ゴルフ部報告

北沢会第235回報告

日 時：2023年10月3日（火）

場 所：レイク相模カントリークラブ

参加者：13名

【優勝者コメント】

当日は夏の暑さも随分と落ち着き、秋晴れの快晴でゴルフ日和となりました。北沢支部ゴルフコンペに参加して、初めて優勝させていただきました。前半52、後半46、GROSS98で、ゴルフ人生において、初めてスコア100を切ることもできました。ゴルフは、10年前に開業税理士として北沢支部に登録してから始めましたので、10年たってやっと100を切ることができ二



重で喜んでいきます。何事も続けるということが大切なのだと再確認をしました。現在、私はゴルフ部の幹事をしており、表彰式にて自分で自分の優勝を発表するという妙な感じになりました。

今回は、初参加の会員も2名参加されました。北沢支部ゴルフコンペはゴルフを始めたばかりの方や久しぶりにゴルフを再開した方の参加も大歓迎ですので、是非まだ参加したことのない会員の先生方もご参加お待ちしております。（ゴルフ部 山田稔幸）

順位	名 前	GROSS	HC	NET
1	山田 稔幸	98	29	69
2	宇賀神 君夫	82	9.6	72.4
3	小林 ゆみ	108	33.6	74.4
5	相川 克二	95	17	78
7	阿部 博美	113	32	81
10	阿部 隆	120	36	84
プービー	横山 壱岐雄	109	19	90

ドラコン	宇賀神 君夫	山田 稔幸
ニアピン	宇賀神 君夫 (2)	古野 孝行
	山田 稔幸	
ベスグロ	宇賀神 君夫	82
水平賞	山田 稔幸	52 → 46
大波賞	なし	

ボウリング部報告

令和5年8月31日（木）笹塚ボウルにて第18回北沢支部ボウリング大会を開催しました。今回は初出場となる小林ゆみ会員、藤野荘子会員、世田谷支部から転入された三宅清文会員にもご参加いただき、大会を盛り上げてくれました。今回の優勝は志村会員、準優勝は岡田会員、第3位は小貫会員という結果でした。ボウリング終了後は笹塚ボウル内のパーティールームで懇親会が行われ、成績発表と景品の授与、初出場の方々の自己紹介、近況報告などで楽しい時間を過ごすことができました。ボウリングはゴルフ同様、老若男女が一緒に楽しめるスポーツです。若い人は力でピンをなぎ倒す一方、年配の方は心身をうまくコントロールしてスコアを積み上げて行きます。十人十色、自分のスタイルで現在の自己ベストを目指します。そして一番大切なのは楽しむことです！上手い下手は関係ありま

せん。久しぶりにやってみようかなと思われた方は、ぜひお気軽にご参加ください。

（ボウリング部 上野元意）



前回、青春18きっぷで香川から高知へ電車旅をした話をしましたが、今回はその続きで、高知から愛媛まで旅をした話をします。

松山駅へは、高知駅を出て、土讃線、予土線、予讃線と乗り継ぎ向かいました。運良く天候にも恵まれ、夕立ちなどにも一切無縁で、快適に旅することが出来ました。

この日の一番の目的は、予讃線の「下灘」という駅で、四国へ来た理由の1つでもあります。



下灘駅はドラマや映画などで頻繁に使用されているため、ご存じの方も多いと思います。実際に着いたのは昼間だったのですが、駅の目の前を、穏やかな瀬戸内海が広がる風光明媚な駅です。当日は晴れていたこともあり、海と空のそれぞれ異なる青みを見ることが出来ました。海と空の境界線が駅舎の屋根と水平に並ぶのが、とても優雅で美しかったです。

夕方になれば、夕陽が海に沈む幻想的な景色を眺めることができるそうです。

ただ、有名なことが災いして、駅舎周辺にはかなりの人が訪れており、半ば観光地化されていて、希望した光景とかけ離れていました。

私は、純粋な日本の原風景を望んでいたもので、落ち着いた気持ちになり、早めに電車内に戻ってしまいました。

予讃線に乗る前に、予土線という電車に乗ったのですが、こちらの方が印象に残っています。私の場合、電車そのものではなく、電車で田舎の道を只管走る風景が好きなのですが、この車窓からの景色は、私の冗漫な文章では表現できないほど美しかったです。

鬱蒼とした森の中を走っていたかと思えば、トンネルを抜けると、目の前を広漠な台地が広がり、その横を美しい四万十川が流れるという情景は、心の澱が払

拭されるようで今も良い思い出となっています。

予土線に「江川崎」という駅があり、トイレ休憩も兼ねて20分ほど停車していました。聞いたこともな



い駅でしたが、周りは木々に囲まれ、空気も澄んでおり、憩いの場として理想的な場所でした。

予土線の駅は、ほとんど無人駅と思いますが、それぞれの駅に趣があります。

何の為に造られたか分からないような駅舎近くの朽ち果てた建造物など、都会では唾棄されそうな物体が、ここでは風情として感じる事ができるのも面白いところです。

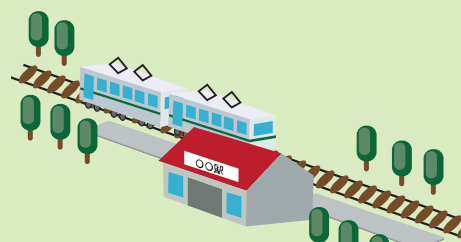
天邪鬼の自分にとって、下灘のような名の通った駅ではなく、人があまり感銘を受けないような辺鄙な駅の方が、趣向に合うのかもしれませんが。

電車を乗り継ぎ、松山駅に着くと、適当にその日に予約したホテルに泊まることにしました。県庁所在地でありながら、大通りの真ん中をレトロな路面電車が悠々と走るような場所で、のんびりとした佇まいに心が癒されました。

疲れていたもので、食事はホテル内で取ったのですが、愛媛名物の鯛丼はとても美味しかった記憶があります。

鯛の上に生卵をかけて食べるのが斬新でした。

四国はどこへ行っても雰囲気良く、是非また訪れたい場所の一つです。



会員異動のお知らせ

【入会】

山崎 学

〒157-0062 世田谷区南烏山1-16-22 B-610
TEL 03 (3303) 2911

【転入】

三宅 清文 (世田谷支部より)

〒156-0055 世田谷区船橋1-21-21
TEL 03 (5477) 8651 FAX 03 (5477) 8651

根本千映子 (神田支部より)

〒155-0033 世田谷区代田6-16-16
TEL 080 (4445) 4710 FAX 03 (5453) 4731

【退会】

永田 任伯

令和5年8月8日 死亡

黒本 忍

令和5年8月31日 業務廃止

渡辺 啓太

令和5年9月4日 北海道会へ

佐藤 和彦

令和5年9月25日 死亡

【事務所】

上迫 郁子

TEL 090 (9041) 0175

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和5年10月1日から

41円引上げ時間額1,113円に改正されました。

※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。

※最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合せ>

東京都最低賃金について

- ・東京労働局労働基準部賃金課（TEL03-3512-1614（直通））
- ・東京働き方改革推進支援センター（TEL0120-232-865）

業務改善助成金について

- ・業務改善助成金コールセンター（TEL0120-366-440）
- ・東京労働局雇用環境・均等部企画課（TEL03-6893-1100（直通））
- ・東京働き方改革推進支援センター（TEL0120-232-865）



ご利用いただいていますか、便利な2つの口座振替！
「報酬自動支払制度」「My 集金NET」

**1件から
利用
できます**

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度**

集金のテーマ・ヒマ省けて経費も節減 未収金ゼロで、事務所の経営力強化！

- ・設定金額を自動振替、金額の追加変更があった時だけネットで簡単手続き
- ・自動で発行されるハガキ・請求書で請求業務の負担を軽減(発行条件を関与先毎に設定可能)
- ・振替データを基に集計資料を自動で生成、管理業務の負担を軽減

少ない件数からのご利用をお考えの先生

振替管理型

基本料無しで、シンプルな操作性が特徴。開業したばかりの先生や、一部の関与先だけご利用したい先生におすすめ！

利用料金 基本料(振込手数料含む) ……………**無料**
 口座振替請求手数料 ……………**335円/件**

※表示金額は消費税を含みません。

口座振替中心で集金に関する業務負担軽減をお考えの先生

売上管理型

機能が充実し、事務所の請求管理業務の一部を自動化できるため、事務所の業務効率化を図りたい先生におすすめ！

利用料金 基本料(振込手数料を含む) ……………**1,800円/月**
 (5日と29日両方の振込日をご利用の場合は2,100円/月となります。)
 口座振替請求手数料 ……………**240円/件**

※表示金額は消費税を含みません。

【報酬支払自動制度】の特徴はホームページや動画でご確認いただけます！



「報酬自動支払制度」
ホームページはこちら



「報酬自動支払制度」
ご案内動画はこちら

*オプション 関与先宛「振替のお知らせ(ハガキ)」65円/1件

e-NETの集金支援システム特許取得<特許第 5117097号>

関与先様の集金は **My 集金NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介いただくと、ご紹介謝礼として
税理士先生へご利用成約1関与先につき30,000円を謹呈！

- アパート・マンションの家賃、管理費 ●駐車場利用料 ●貸しビルテナント料
- 塾・音楽教室など各種月謝 ●新聞雑誌などの購読料などの様々な集金業務をサポート。

- ★1件から利用できます。
- ★インターネット環境があれば土・日・祝日も入力できます。
- ★専用のID・パスワードでログイン！安心・安全です。

口座振替利用基本料	1,500円	振替実施月のみ
口座振替請求手数料	240円	請求1件につき
指定口座への振込料	300円	振込1回につき

*記載の料金には、全て別途消費税がかかります。

お問い合わせ・資料請求先 **株式会社 日税ビジネスサービス** ☎ **0120-155-551**

東京税理士協同組合

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館
 TEL.03 (5363) 2011(代) <https://www.tozeikyo.or.jp>



東京税理士会
の皆様へ



一石五鳥の企業保険。

事業のリスクを、割安な保険料でまるっと補償!

①
モノ
のリスク

②
休業
のリスク

③
賠償
のリスク

④
ケガ
のリスク

⑤
病氣
のリスク

まるっと補償!

新たに購入した設備も、新事業に関わるリスクも、連絡不要でまるっと補償! ※1 手続き漏れの心配もなくなります!

見直し・管理が カンタン!

契約をまとめられるから、バラバラに保険に入るよりも見直しや管理がぐっと楽になり、補償の漏れやダブルを解消します!

コストを 最適化!

事業にあわせてぴったりな補償を選ぶから、保険料コストが最適化できます! お客様の業種と年間売上高だけで簡単にお見積りができます! ※2 更に、団体割引の適用により一般契約と比べて割安になります!

※1 条件や内容によっては手続きが必要になる場合があります。※2 選択される保証、契約方式、お客様の業種によっては、他の情報をお伺いする場合があります。■この保険の内容は、全国税理士共栄会を契約者とする事業活動総合保険団体契約の概要を説明したものです。 2022.9.20 (SJ22-07810)

幹事代理店 (全国税理士共栄会指定代理店)

株式会社日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F

TEL03-5323-2111 FAX03-5323-2123 (受付時間: 平日午前 9時から午後 5時半まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL03-3349-5402 FAX03-6388-0161
(受付時間: 平日の午前 9時から午後 5時半まで)

自己紹介

森島 重樹

2022年11月に税理士登録して北沢支部に入会しました森島重樹(46)です。

セミナー講師で登壇したりする程度で、まだ税理士としては本格的に活動しておりません。理由としては税理士の科目免除とは関係なく、大学院に通っているからです。

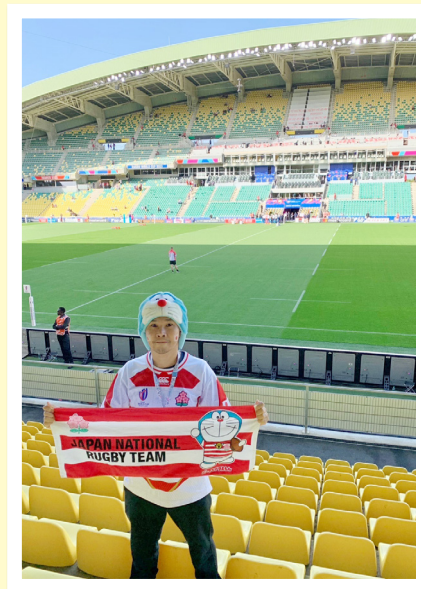
で、大学院では「アスリートのセカンドキャリア」を研究テーマとして、修士論文の執筆に励んでおります。なぜこのテーマかという、わたくし大学生時代は1ナノミクロンも勉強せず寝る間も惜しんで遊びとバイトに明け暮れておりました。さらに卒業後は就職活動もせずプロボクサーとして活動したのですが、鳴かず飛ばずの戦績(12戦5勝5敗2分)で30歳の時に引退しました。その後、一般的な社会生活を送ろうと思ったのですが、こんなどうしようもない20代を送って30代に突入したため、社会人として色々苦労しました。なんとか頑張って税理士となることができましたが、これらの経験からアスリートの一助となる研究がしたい!論文が書きたい!と思い大学院に進学しました。



さて、わたくしの趣味ですが「ドラえもん」と「スポーツ」です。ドラえもんは「集める」趣味で、事務所はドラえもんグッズで溢れています。いい大人がと思われるかもしれませんが…妻公認です(^^) /。

スポーツはプレーする方ではなく観る方です。特に野球とラグビー、サッカー、相撲観戦が好きで、コロナ前は年間30~40回ぐらいスタジアム・国技館に通ってました。最近は大(学)生でもあるので、六大学野球や大学ラグビーにハマっています。

ちなみに、元プロボクサーだから、スポーツが得意と思われるかもしれませんが、ほんと不器用です。運動神経が良かったら、モテそうな野球・サッカー・バスケットあたりをやってます。とにかく球技が苦手です…。



今年は4年に一度のラグビーの祭典ワールドカップイヤーです!ラグビー好きのわたくしにとって4年前の日本大会は、夢のような44日間でした。そのお祭りがフランスで開催されました。日本vsアルゼンチンの1試合だけですが、弾丸ツアー(自己手配)でフランス行ってきました!やはりスポーツは現地で観るのが最高です!

お酒も飲めなければ、ゴルフもできない、そしてまだ稼ぎが少ないので、付き合いが悪いですが、大学院を無事卒業できましたら、税理士として本格的に活動いたしますので、ぜひ北沢支部の皆様よろしくお願ひします。

表紙のことば

好古園(こうこえん)は、姫路城のすぐ近くにある日本庭園です。写真には写っていませんが世界遺産・国宝姫路城を借景にできますので、すごく贅沢な立地です。九つの庭園群で構成されていて時代劇や大河ドラマのロケ地としても使われています。(吉田光宏)

編集後記

今年の10月1日はいろいろな税金に関する取扱いの変更がありました。

まず、酒税の税率が改正され、お酒の値上げ、値下げがありました。我々の業務にはあまり関係ありませんが、お酒が好きな人にとっては一大事です。

ふるさと納税のルール変更もありました。募集費用の厳格化です。今まで、返礼品と発送経費まで含めて寄付額の5割以下と定められていたのですが、ふるさと納税の仲介サイトへの手数料や寄付金の受領証の発行費用などは含まれていませんでした。10月以降はこれらも募集費用に含まれることになりました。そのため9月中に駆け込み寄付をしたいという人から問合せがありました。

そして、ついに消費税のインボイス制度が始まりました。消費税の仕組みがどんどん難しくなっていて、税理士泣かせな税金です。クライアントにインボイス制度の説明をするためには、消費税のももとの仕組みを説明しなければならず、理解してもらおうのが思っていた以上に大変でした。これからは請求書や領収証を今まで以上によく見ないといけません。(吉田光宏)

発行日 令和5年11月15日

発行所 東京税理士会北沢支部
東京税理士協同組合北沢支所
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-1-10
アイリンマンション3F
TEL.03(3322)7894 FAX.03(3323)3571
E-mail:kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

発行者 支部長・支所長 阿部 隆
編集人 広報部長 小貫 正人
印刷所 協友印刷 株式会社